



Title	時効における合意の自由
Author(s)	齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2016, 66(3-4), p. 185-218
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79182
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

時効における合意の自由

齋藤 由 起

一 はじめに

民法（債権関係）改正法案（以下では、「改正法案」と呼ぶ）には、時効、とりわけ消滅時効に関する規律を大幅に改正する規定がおかれている。すなわち、①消滅時効の援用権者の具体例を明示し（法案一四五条）、②時効の停止と中断を完成猶予と更新に再構成し（法案一四七条以下）、③協議を行う旨の合意による時効の完成猶予を新設し（法案一五一条）、④債権の消滅時効について原則的な時効期間と起算点について、主観的起算点からの五年と客観的起算点から一〇年の二重期間構成を採用し（法案一六六条）、⑤現行法における職業別の短期消滅時効（現一七〇～一七四条）を廃止して④に吸収し、⑥定期金債権の時効について④と平仄を合わせ（法案一六八条）、⑦不法行為に基づく損害賠償請求権の長期期間の性質が消滅時効であることを明示し（法案七二四条）、⑧生命又は身体の侵害による消滅時効について、債権の発生原因を問わずその期間を長期化したうえで統一した（法案一六七条・七二四条の二）。

消滅時効期間の統一化、短期化及び起算点の主観化は、近年の消滅時効法改正における世界的な傾向であり、日

本の時効法改正もこの流れに沿っているといえる。ところで、伝統的に日本の民法典及び民法学に大きな影響を与えてきたドイツ法やフランス法においては、改正によって時効における契約自由を拡大し、期間の伸長等の合意を広く認めている⁽¹⁾。しかし、日本の改正法案において、この点についての明文化は見送られた。改正法案における沈黙は何を意味するのか。また、合意による時効期間等の変更の可否はどのように解されるべきだろうか。本稿は、民法（債権関係）の改正が実現した後における、右問題に対する解釈のための手がかりを探索しようとするものである。

以下では、まず、日本における現行法の下での学説の変遷及び法制審議会民法（債権関係）部会（以下では、「法制審」と呼ぶ）における議論状況を整理し、日本における問題状況を明らかにしたうえで（二）、二〇〇八年の消滅時効法改正によって時効における合意の自由を広く認めるに至ったフランス法の法状況を分析し（三）、二つの法状況の比較によって日本の解釈への示唆を得たい（四）。

二 日本における議論状況

1 従来の議論状況

（一）伝統的通説

時効期間等に関する合意の可否について、日本の伝統的通説は、時効利益の事前放棄の禁止（民一四六条）の趣旨として、第一に、時効が期間の経過により権利の得喪を生じさせるという客観的側面をもつ公益上の制度であるため私人が予め排除することが許されないこと（時効の公益性）、第二に、当事者の交渉力の不均衡により債務者の窮状に乗じて時効利益の放棄を強いる恐れがあること（濫用防止）⁽²⁾を挙げ、この趣旨に照らして、時効の完成を

困難にする合意（たとえば、時効期間延長の特約、起算点を遅らせる特约、中断・停止事由を追加する特约等）、また、時効中断・停止を排除する合意は無効であるのに対して、時効期間の短縮のように時効の完成を容易にする合意は、一般に有効であると解してきた⁽⁴⁾。

（2）近時の議論

右にみた伝統的通説は、現在でも揺るぎない地位を維持しているとはいえない。

最近では、民法一四六条の趣旨として濫用防止のみを挙げるものが多い⁽⁵⁾。そのなかで、原則的に時効完成を容易にする合意のみが有効であるとするものが多数を占める⁽⁶⁾。しかし他方で、時効期間の定めも一義的には私人間の法律関係に関するものであることからある程度私的自治に委ねてもよいとするならば、合意による変更も認められ得るとして、私的自治で許される範囲を超えた場合、すなわち、公序良俗に反する場合だけ、無効にすればよいとの考えも主張されている⁽⁷⁾。

また、伝統的通説と同様に民法一四六条の趣旨として時効の公益性と濫用防止の両方を挙げたうえで、時効は社会的・公共的利益に関わるため強行規定であり、当事者は原則的にこれを予め延長・短縮できないが、時効期間の延長や短縮によって消費者の保護となる場合には合意の効力も否定されないとする見解⁽⁸⁾、これに対して、時効が公益のみならず私益に関わる制度でもあることから、時効期間変更の合意を一切認めないことは私的自治に反する過度の制限であるとして、期間の短縮合意に加えて、期間の伸長の合意についても、公益の観点から設けられた二重期間構成における長期時効期間を上限として認めるべきとする見解もある⁽⁹⁾。

さらに、時効期間の合意による変更の可否は、問題となる債権の社会的属性を考慮するべきであり、現在では消費者保護の視点が取り入れられるべきであるとの見解もある⁽¹⁰⁾。

(3) 研究者グループによる改正提案

このような状況は、法制審における改正作業に先立って公表された時効法改正案にも現れている。

すなわち、時効研究会による改正提案の本案一七一条は、従来の通説を引き継ぎ、期間短縮の合意のみを原則的に認めるものである。⁽¹¹⁾ 期間伸長の合意を禁止する理由は、二重期間構成の短期期間にも社会の法律関係の安定の確保という公益性があり、期間伸長の合意が必要な場合は特別規定（現六三九条、⁽¹²⁾ 品確法九七条等）や品質保証契約によって手当てされているため、期間伸長の合意を一般的に認める取引上の合理的必要性が見出し難いからであるとする。⁽¹³⁾

これに対して、同研究会の代替案一七一条及び民法（債権法）改正検討委員会による債権法改正の基本方針【三・一・三・五〇】は、二重期間構成の短期期間は当事者の私益を調整する色彩が強いため強行規定と位置づける必要がないとして、一定の制約の下、期間短縮の合意のみならず期間伸長の合意を認めることを提案している。⁽¹⁴⁾

近時において時効期間の短縮のみならず伸長の合意も認めようとする考え方が台頭してきた背景として、比較法的動向を無視することはできないであろう。

2 法制審における議論

法制審においては、合意による時効期間等の変更に関する近時の混沌とした理解を立法的に解決することが検討されたが、第二読会において既に明文化が断念され、中間試案でも取り上げられなかった。⁽¹⁵⁾

(1) 第一読会における議論

第一読会において、主に弁護士会等が時効の公益性及び時効制度の公序性を強調し、⁽¹⁷⁾ 他方で、研究者等が時効に

も私的自治の余地があるとの考えを主張していた⁽¹⁸⁾。しかし、いずれにおいても、当事者間の交渉力格差ないし力関係の不均衡が典型的に想定される消費者契約、事業者間取引及び労働契約⁽¹⁹⁾の場合等において、優越的地位にある当事者が劣後的地位にある当事者に対して、自己にとって有利な変更の合意を強制することに対する懸念がもたれている点は共通していた。

私的自治を前提に合意による時効期間等の変更可能を出発点とする見解は、全ての債権について一律に合意による変更を否定するのではなく、契約の性質によって時効期間を調整する余地を認めるべきであるとし、かつて期間伸長の合意が認められた場合として、保険法制定前の生命保険の保険金請求権の時効期間について、商法上の二年（商法旧六六三条・旧六八三条）ではなく三年に伸長される約款が多用され、消費者の利益擁護の観点から容認されていたことを例に挙げる⁽²⁰⁾。そのうえで、時効の公益性や明確性の要請については変更可能な範囲を限定したり、交渉力格差の問題については不当条項の問題として解決したり、濫用が典型的に予想される消費者契約や労働契約の場合については別個に検討すべきであるとする⁽²¹⁾。

これに対して、時効制度の公序性を強調する立場は合意による変更に消極的であるが、これを認めざるを得ないのであれば、消費者契約のように交渉力格差がある場合についての手当てが必要であるとして、結論において合意による変更を可能とする立場に歩み寄る⁽²²⁾。

もっとも、時効の公序性を強調する弁護士会では、一定期間内に権利を行使しなければ権利を行使できなくなる期間（権利行使期間）については自由な合意が認められるという理解を前提に、一定期間内の権利不行使により権利が消滅する消滅時効の期間は公序だから合意による変更を認める必要がないという解釈が多数意見を占めている⁽²³⁾。これに対しては、権利行使期間と時効の扱いの区別に合理性がなく、時効期間等の合意による変更禁止に

対する脱法行為であるとの批判がある。⁽²⁴⁾

(2) 「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」

右の議論を経て二〇一一年四月一二日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」において、合意による時効期間等の変更について継続検討事項とされた（第三六・一（四）⁽²⁵⁾）。

(3) 第二読会における議論

第三四回会議において、「部会資料三一」提示された次の四案に基づき、⁽²⁶⁾議論が行われた。

「ア 合意によって法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることの可否について、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】時効期間を延長する合意「その他時効の完成を困難にする合意」は無効とする旨の規定を設けるものとする。

【乙案】時効期間を短縮する合意が許容される旨の規定を設けるが、その際に、①弁済期から一年に満たない時効期間の合意は無効とすること、②時効期間の短縮が濫用的に行われることが想定される一定の債権を対象から除外することを併せて規定するものとする。

【丙案】債権発生の時までに限り、時効期間の延長・短縮や起算点を変更する合意が許容される旨の規定を設けるが、その際に、①合意で定める時効期間は債権を行使することができる時から「一年／六か月」以上、一〇年以下でなければならないこと、②合意で定める起算点は、債権を行使することができる時以後でなければならないことを併せて規定するものとする。

【丁案】合意による時効期間等の変更に関する規定は設けないものとする。

イ 合意によって法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることが許容される旨の規定を設ける場合において、消費者契約に基づく債権については、法律の規定よりも消費者に不利なもの（例えば、消費者の事業者に対する債権の時効期間を短縮するもの）は無効とする旨の規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。」

法制審の議事録に現れた限りにおいて、伝統的通説を明文化する【甲案】を支持する意見は見られなかった。ほとんどの意見は【丁案】を支持しており、これが、中間試案において合意による時効期間等の変更を取り上げないという結果につながったと考えられる。もともと、【丁案】を支持する意見には多様な考え方が含まれており、第二読会における議論は、第一読会におけるそれと平行線をたどっていることが窺われる。

一方の極として、時効は直接的には私益を目的とする制度であるという理解を前提に、時効期間に関する規定は任意規定であることを明らかにした上で、【丁案】のように規定を設けず、ひどい事案は民法九〇条で対応すべきとの見解がある。⁽²⁷⁾ この考えは、一定の制約の下で時効期間の伸長と短縮の余地を認めるべきであるとして、【乙案】ないし【丙案】の採用を提案する意見と、実質的に近い内容をもつものである。

他方の極として、第一読会におけるのと同様、権利行使期間を自由に定められることを前提に、時効期間ないし起算点は強行規定として理解されるべきであるとする意見が主張された。⁽²⁹⁾ また、労働組合の立場からは、労働契約の場合における交渉力格差を利用した時効期間の変更の合意が濫用されることへの懸念に基づき、⁽³⁰⁾ 他の権利についても合意による時効期間の変更を認めない趣旨で【丁案】の採用が主張された。⁽³¹⁾ もともと、労働法研究者の立場か

らは、【丁案】を採用したとしても解釈論として時効期間の短縮合意が許容される可能性は残ることから、労働契約から生じた債権についてはイによって特別の配慮することが主張される⁽³²⁾。

これらの両極の間にはニュアンスの異なる種々の意見がある。すなわち、時効期間等の変更に関する当事者の合意がある程度の幅で許すべきであるという意見の中にも、すべての問題が任意規定か強行規定か割り切れるものではないとして、規定を設けることによって自由な合意を正面から認めることが躊躇されるという消極的理由から【丁案】を支持する見解や⁽³⁴⁾、出発点はあくまで時効制度が基本的に公序であり強行規定であることにおかれるべきである見解がある⁽³⁴⁾。

このように、【丁案】の含意は実に多様であり、解釈の可能性は開かれたままである。

(4) 小括

法制審において主張された意見を整理すると大要次の通りである。

全ての意見が一致しているのは、交渉力の格差が典型的に想定される場合において、時効期間等の変更の合意の濫用を防止する規制をしなければならないという点である。

その他の場合について、一方で有力なのは、時効の私益性に照らして、時効期間等を変更する合意を原則的に認めようとする見解である。ただし、この立場においても、時効期間以外の起算点・時効障害について変更の可能性を認めるかについて意見が一致しているわけではない。とりわけ時効障害について、時効期間の変更を認めるならば時効障害事由の変更を認める方が論理的に一貫する⁽³⁵⁾という考えと、時効障害について変更を認めるべきではない⁽³⁶⁾との考えとに分かれている。

また、例えば、特約により時効期間の短縮された債権が譲渡又は差押えされた場合にその特約を債務者が主張で

きるか、債権者と主債務者が主債務の時効期間の変更を合意した場合に保証人に対して対抗できるか、といったように、時効に関する合意の第三者に対する対抗可能性を検討する必要性については、合意による変更の可否に議論が集中したため、問題点の指摘にとどまっている。

これに対して、実務からは、時効制度の公序性に基づき合意による変更を原則的に認めるべきでないとの見解も有力であるが、この立場は、権利行使期間について自由に決定・変更できるとの理解、そして、このような実務上の慣行が前提とされている。

さらに、特筆すべきは、銀行界及び経済界を代表する委員からは、実務上、合意による時効期間等の変更のニーズがないという指摘があったことである。⁽³⁹⁾

このような経緯で、合意による時効期間等の変更の可否は中間試案の前に姿を消した。しかし、法制審での議論状況からわかるように、時効制度の趣旨をどう捉えるかは合意による時効期間等の変更の可否に対する考えを大きく左右するものの、それだけでは議論に決着がつかず、時効期間、起算点及び法定の時効障害事由からなる時効制度の枠組み全体のあり方と結び付けて実質的に考える必要がある。

三 フランス法の状況

そこで、本章では、日本民法の時効規定の基礎をなすフランス法の展開を、民事時効の改正に関する二〇〇八年六月一七日の法律第五六一号（以下では「二〇〇八年改正」と呼ぶ）の前後に分けて分析する。

1 二〇〇八年改正前の状況

改正前のフランス民法典旧二二二〇条は、「時効は、予め放棄することができない。完成した時効は、放棄することができる」と規定し、日本の現一四六条と同様に時効の事前放棄を禁止していた。同条に基づき、時効期間を短縮する合意は許されるのに対して、伸長する合意は許されないと解されてきた。期間伸長の合意は事前放棄の禁止の潜脱を容易にし、債務者から事実上時効利益を奪うおそれがあるからである⁽⁴⁰⁾。他方で、破毀院は、当事者の合意による停止及び中断事由の追加を認めてきた。

(1) 時効期間短縮の合意

破毀院は、保険金請求権⁽⁴¹⁾、鉄道運送契約における運賃返還請求権等⁽⁴²⁾について、法定の時効期間を約款によって短縮することを認めてきた。

例えば、破毀院民事部一八九五年二月四日判決（判例①⁽⁴³⁾）は、鉄道運送契約約款において、「運賃表に示された条件の誤った適用に基づくあらゆる訴権は、発送の日から三か月以内に行使された場合にしか受理し得ない」として、商法典旧一〇八条所定の時効期間よりも短い時効期間が定められていた事案について、次のように述べて、時効期間の短縮条項を有効とした⁽⁴⁴⁾。

「民法典二二二〇条の規定は、時効利益を放棄して訴権を永久の権利にすることを禁止するものであり、訴権を法律によって定められたよりも限られた条件で行使させる条項は、これに抵触するどころか、両立する。これに関する合意の自由は、明文規定によって、又は、公序良俗に基づき、例外的にしか制限され得ない」。

なお、保険契約に関する一九三〇年七月一三日の法律により、保険契約から生じる全ての訴権の時効期間はそれを発生させる出来事の日から二年間とされ（二五条、現保険法典Ⅰ・一一四―一条）、この時効期間は保険証書の

条項によって短縮され得ないとされた(二六条、現保険法典L. 一一四―三条)。これにより、保険会社による濫用的短縮条項から被保険者を保護している。

(2) 合意による停止

破毀院は、時効の進行開始後に、当事者が時効の一時的な停止を合意することも認めていた。

まず、破毀院予審部一八五三年六月二二日判決(【判例②】⁽⁴⁵⁾)は、XのYに対する運河通行料請求権の一年の法定時効期間について、XとYとの間で、Xの通行料徴収資格の有無についてコンセイユ・デタが判断するまでの期間中全ての訴求を停止する旨の合意があったとして、時効の停止を認めた。その間、Yは債権者を特定できず、Xも権利を行使できないからであるとする。

また、破毀院第一民事部一九六八年三月一三日判決(【判例③】⁽⁴⁶⁾)は、民法典旧二二二〇条は「時効利益の事前放棄を禁止するが、債務発生後かつ時効進行中に、当事者間で時効の停止を行使する合意を締結することを禁止するものではない」と明確に述べた。

民法典旧二二二〇条の「予め」という用語には、時効の進行開始前と時効完成前という二つの解釈があり得るところ、【判例③】は、同条により合意が禁止されるのは時効の進行開始前である契約時に限られると解したものである。プリウールは、【判例③】について、停止の合意によって債務の正統性が明らかになるまでの間だけ進行中の時効を一時的に停止することが意図されていたにすぎないことが、本判決が合意による停止を認めた実質的理由になっているとする。⁽⁴⁷⁾

(3) 中断事由の追加の合意

合意による中断事由の追加の可否を検討する前提として、時効中断事由に関する日仏の相違を確認しておこう。

二〇〇八年改正前の時効中断事由は、裁判上の呼出し、レフェレ（一九八五年七月五日の法律により追加）、支払命令又は差押え（民法典旧二二四四条）、勧解の呼出し（民法典旧二二四五条）及び債務者の承認（民法典旧二二四八条）であった。⁽⁴⁸⁾「裁判上の呼出し」の解釈は判例によって拡大されてきたが、⁽⁴⁹⁾裁判外の請求（催告）については、特別な場合を除き、⁽⁵⁰⁾時効中断効が認められていない。これに対して、日本では、旧民法以来（旧民法証拠編一一六条）、催告に時効中断効が認められるが（民法一五三条）、これはボアソナードの発案によるものである。すなわち、ボアソナードは、裁判外の請求である催告によって債権者が明確に満足を得る意思を明らかにしているとして、当時のフランス法及び学説に反対して、時効の暫定的中断効を認めたのである。⁽⁵¹⁾もともと、ボアソナードは執達吏による送達を想定していた。⁽⁵²⁾現在のように無方式の催告によって時効の暫定的中断が生じるとしたのは、執達吏制度が普及していないこと等を考慮した現行民法の起草者梅であった。⁽⁵³⁾

このようにみると、フランスにおいて合意によって中断事由を追加することが必要とされたのは、民法典が裁判外の請求による（暫定的）中断効を認めていないことと無関係ではないと思われる。

時効中断事由の拡大解釈は、保険契約に関する一九三〇年法の制定前、合意によって短期の時効期間（六か月ないし一年）が定められた事案において問題となっていた。判例には、鑑定のためのレフェレの訴え提起やレフェレへの手続参加が「請求（demande）」として時効を中断するとしたもの、⁽⁵⁴⁾保険事故発生後に被保険者が保険会社に送付した手紙が「裁判上の訴権行使（action judiciaire）」に該当しないとしたもの、⁽⁵⁵⁾があった。学説には、合意による時効期間の短縮によって消滅時効は約定の失権（déchéances conventionnelles）となるため、時効中断事由として裁判上の請求を定める民法典旧二二四四条の適用を合意によって排除できるとするボードリーラカンティヌリー＝ティシエの見解があった。⁽⁵⁶⁾もともと、一九三〇年法により、民法上の時効中断事由の他に鑑定人の選任又は

受取通知付書留郵便が中断事由として規定され（同法二六条、現保険法典L. 一一四―二条）、保険金請求権に関する時効中断事由の合意による追加は問題にならなくなった。

これに対して、学説では、民法典によって編成された中断事由の制度は公序ではないとするプラニオルリペール⁽⁵⁷⁾の見解が登場したが、長い間判例上問題となることはなかった。

こうした中、破毀院第一民事部二〇〇二年六月二五日判決（判例⁽⁵⁸⁾④）は、X（フランステレコム）がYに対して電話加入契約に基づく通話料金の支払の請求訴訟を提起したところ、Yが郵便及び電気通信法典一二六条（當時）の定める一年の消滅時効を主張したのに対して、Xが電話加入契約約款中に、加入者又はフランステレコムが普通郵便を含む手紙を送付すると時効が中断される旨の条項があるので、通話料金請求書の送付によって時効が中断されたと主張した事案について、「民法典二二四四条の規定は公序ではなく、当事者がその適用を除外することができる」として、約款で定められた手紙の送付によって、郵便及び電気通信法典一二六条の時効を中断させることができるとした。

本判決に対して、ストフェル―マンクは、民法典旧二二四四条の公序性を一般論として否定しなくても、郵便及び電気通信法典L. 一二六条の解釈として同じ結論を導き出せたはずであると批判する⁽⁵⁹⁾。そして、以前の判例で問題となっていた保険契約の場合の被保険者による手紙（請求書）の送付による中断は、保険金請求の事案では、通常、その後迅速に訴訟提起することが確実であることにより正当化されるのに対して、本判決により、裁判上の権利確定のない方法によって債務者が公的に防御する機会なくして時効が中断されることになり、また、コンピュータ化された請求書の送付によって永久に時効にかけられない権利が容易に創設される恐れがあると批判する⁽⁶⁰⁾。

(4) 小括

このように、二〇〇八年改正前のフランスにおいては、民法典旧二二二〇条の解釈として時効期間を伸長する合意は否定されていたが、時効期間を短縮する合意のほか、時効期間の間接的延長につながる停止の合意や中断事由を追加する合意も認められていた。これらについて実際に問題となった事案は、一定の類型化が可能である。

一九三〇年法制定前の保険契約については、保険約款により極めて短期の時効期間が定められるのが常態であり、その引換えとして、約款に定められた中断事由の文言を被保険者の有利に解釈し、民法典に定められたよりも広く中断事由を認めることができるかが問題となっていた。

保険契約以外の場面でも、時効期間が短縮されたのはもっぱら付合契約においてであり、約款作成者に有利に短縮されている点が特徴的である。合意による停止は、短期の時効期間が進行を開始した後になって当該債権の正統性について争いが生じ、当事者間で一時的な不訴求が合意されたときに認められている。

注目すべきは、合意による停止及び中断事由の追加が問題となった事案は、当時の三〇年の普通時効期間（民法典旧二二六二条）と比べて極めて短期の時効期間が合意又は法定された場合に限られていたことである。停止及び中断事由の追加が短期の時効期間を緩和して債権者の権利行使の機会を確保する役割を果たしていたため、時効期間が間接的に延長されることが問題視されることはなかった。また、【判例④】以前の諸判決においては、その事案に照らして、合意による停止・中断事由の追加によっても、訴権を「永久の権利」にしてはならないとする民法典旧二二二〇条の趣旨にも反する恐れがないと考えられていた。

これに対して、【判例④】は、短期時効期間を前提とするものの、時効中断事由は公序ではないとの一般論を掲げて約款作成者に有利となる中断事由の追加を承認したものであり、そこでは保険契約における中断事由の追加の

場面とは異質の考慮が働いている。

いずれにせよ、三〇年の普通時効期間を超えない限りで、期間の増減が一定程度許されていたといえる。

2 二〇〇八年改正とその後の法状況

二〇〇八年改正によっても、時効利益の事前放棄の禁止は、民法典旧二二二〇条から表現を変えて、残されている（民法典二二五〇条）。しかし他方で、一定の枠内で合意の自由を広く認める規定が新設された。

（1）二〇〇八年改正における議論の経緯

時効における契約自由の拡大が提案されたのは、二〇〇五年に公表されフランス債務法及び時効法改正草案（カタラ草案）の時効法改正に関する部分（以下では、「マロリー草案」と呼ぶ）においてである。マロリー草案は、一般債権の時効期間を三年とする提案をしたうえで、ドイツ法やPECLがそうしているように、時効規定全体が契約自由の拡大によって柔軟化されるべきであるとして、当事者は、合意によって、一年以上かつ一〇年以内で時効期間を短縮又は伸長することができることを提案した（マロリー草案二三五条二項）。上限及び下限期間を定めたのは、時効中断事由を公序ではないとした【判例④】からその副作用を除去するためであるとする⁽⁶²⁾。もともと、マロリー草案は、合意による停止及び中断事由の追加は想定していなかったようである（マロリー草案二二七八条一項参照⁽⁶³⁾）。

これに対して、二〇〇七年六月に公表された債務法及び時効法改正草案に関する破産院のワーキンググループ報告書は、時効期間の合意による変更自由を認めるマロリー草案に対して、時効期間等の変更が契約上弱い地位にある当事者に強制される危険を考慮して、全員一致で反対するとした。保険契約者の不利に時効期間が短縮されるの

が常態化していた保険契約に関する一九三〇年法以前のどのような状況になることを懸念していたのである。⁽⁶⁴⁾

こうした議論の対立は、日本の法制審の議論においてみられたのと同様の構図である。しかし、日本とは反対に、フランスでは、時効における合意に関するルールとその限界を明文化する立法措置がとられた。

合意による時効期間の変更及び停止・中断事由の追加を認める改正案は、当初元老院に提出された原案に既に含まれていた。⁽⁶⁵⁾ 時効期間の伸長の合意は、従来時効利益の一部放棄として学説上禁止されてきたものの、判例が合意による停止を許すことよって時効期間の間接的な伸長を肯定してきたことから認められ、時効期間短縮の合意は、債権者の権利行使の可能性を奪わない限りで許容されるとする。⁽⁶⁶⁾ 他方で、当事者の力関係の不均衡により契約自由の拡大を許すべきではない付合契約については、すでに明文のある保険法典に加えて消費者契約についても、時効に関する合意を禁止すべきであるとする。⁽⁶⁷⁾ 他の場合についても、元老院及び国民議会の審議において修正案が提出されて禁止規定が設けられた（詳しくは後述三二（二）（b）を参照）。

このように、一方で時効に関する合意を広く認める規定をおき、他方で弱者保護目的や定期金債務の性質等に照らして、時効に関する合意の自由を一切に排除する規定を同時に立法している点が、フランス法の特色である。⁽⁶⁸⁾

（二）民法典二二五四条による合意の自由と例外規定

右のような経緯で実現した二〇〇八年改正によって創出された現在の法状況は、次の通りである。

（a）原則——合意の自由

民法典二二五四条一項及び二項は、合意による時効期間等の変更を広く認めている。^(69a) すなわち、「当事者は、合意によって時効期間を短縮又は伸長することができる。ただし、一年未満に短縮し、又は一〇年を超えて伸長することはできない」（一項）。また、「当事者は、合意によって時効の中断又は停止事由を付け加えることができる」

(二項)。

ただし、起算点の延期、停止又は中断は権利発生時から二〇年を超えて時効期間を伸長することができないとすることによって(上⁽⁶⁹⁾限期間。民法典二二三一条一項)、永久に時効が完成しなくなることを防いでいる。

このように、民法典二二五四条一項及び二項は時効期間及び時効障害事由に関する合意の自由を認めるが、改正前との比較による大きな変更点は、時効期間を伸長する合意を認めたことである。これは、時効期間のドラスティックな短期化に対する緩和として説明される⁽⁷⁰⁾。なぜならば、フランスでは、二〇〇八年改正前の普通時効期間が三〇年(民法典旧二二六二条)、商事時効でも一〇年(商法典旧L. 一一〇—四一条一項)であったのに対して、改正により、民法上の短期時効(民法典旧二二七一条—二二七五条)及び商事時効が廃止され、人身損害の賠償を目的とする民事責任訴権を除く債権一般について、普通時効期間が「権利者がその権利の行使を可能とする事実を知り、又は知るべきであった時から、五年」(民法典二二二四条)に短縮されたからである。

また、小さな変更点として、従来の判例(【判例②】【判例③】)によれば合意による停止は債務発生後かつ時効進行開始後にしか認められていなかったのが、契約締結時に停止事由を追加することが可能になった⁽⁷¹⁾。

(b) 例外——合意による変更の禁止

債権の性質又は契約当事者間の交渉力に格差が典型的に認められる場合等について、合意による変更を禁止する規定がおかれている。

(i) 民法典二二五四条三項

民法典二二五四条三項は、「賃金、定期金、定額小作料、扶養定期金、賃料、賃借人の負担費用又は貸金利息に関する支払訴権又は返還訴権、一年毎又は一年より短期の期間で定期的に支払うべきものに関する支払訴権」につ

いて、同条一項及び二項が適用されないとする。

このうち、「賃金、定期金、定額小作料、賃料、賃借人の負担費用」については、契約上弱い立場にある者の犠牲を避けるために時効期間の変更等に関する合意が禁止された。具体的には、使用者が従業員に対して賃金の支払訴権又は返還訴権について短縮を強制したり、事業者たる賃貸人が賃借人に対して賃料の支払又は返還訴権について伸長を強制したりすることを避けるためである。⁽⁷²⁾

また、「扶養定期金、貸金利息に関する支払訴権又は返還訴権」は、定期的支払債務という性質に着目し、債務者が莫大な延滞金によって苦しめられることを防ぐために時効期間等の変更の合意が禁止されたものであり、未解放未成年者及び後見に付された成年者に関する時効の起算及び進行の停止を定める民法典二三五条と平仄を合わせたものである。⁽⁷³⁾

(ii) 民法典以外の規定

まず、保険契約から生じる全ての訴権は、その訴権が発生した出来事の時から二年で時効にかかり（保険法典L. 一一四―一条一項）、民法上の中断事由のほかに鑑定人の選任及び受取証書付書留郵便の送付による中断が法定されているが（同法典L. 一一四―二条）、保険契約の当事者は、合意によっても、時効期間を変更したり停止又は中断事由を追加したりすることができない（同法典L. 一一―二条・L. 一一四―三条）。これは保険契約に関する一九三〇年法以来認められていたものである。共済法典L. 二二―一二―一条も同様の禁止規定を設けている。

次に、消費法典L. 二二八―一条（二〇〇八年法によって創設された旧L. 一三七―一条が二〇一六年三月一四日のオルドナンスにより現在の条文番号になった）は、事業者と消費者との間の契約について、民法典二二五四条

の適用を除外し、合意による時効期間 (durée) の変更、停止及び中断事由の追加を禁止する。

保険契約は当然に、消費者契約はほとんどの場合に付合契約であり、契約上弱い地位にある保険契約者（被保険者）や消費者は交渉する余地がないまま、時効に関する不利な合意を押し付けられる恐れがあるからである。⁽⁷⁴⁾

この他に、二〇〇八年法は、差別に対する闘いに関するEU法への適合規定を整備するため、労働法の領域についても同様の規定を置いた。⁽⁷⁵⁾ すなわち、労働法典L. 一一三四―五条及び公務員の権利義務に関する一九八三年七月一三日法七条の二は、労働者及び公務員の差別に基づく損害賠償訴権について、差別が明らかになった時を起算点とする五年の時効について（一項）、「この期間 (délai) は合意によって修正することができない」（二項）として、時効期間等の合意によるいかなる変更も禁止する。

しかし、これらの規定が時効期間等に関する一切の変更を禁止していることに対しては、民法典二二五四条三項については、定期的に支払義務を負う債務者の負債の累積を防ぐためには債務者に不利な変更のみを禁止すればよく、また、消費法典L. 一三七―一条（現二一八―一条）も、消費者に有利な変更まで禁止するのは行き過ぎであるとの批判がある。⁽⁷⁶⁾

また、これらの典型的な場合の規定だけで濫用的場面の全てに対応するのに十分であるかどうかも疑わしい。⁽⁷⁷⁾ 例えば、事業者間契約において当事者間に力関係の不均衡がある場合における濫用的条項の効力が問題となる。⁽⁷⁸⁾

（３）残された解釈問題

最後に、合意による時効期間等の変更及び停止・中断事由の追加を認める民法典二二五四条一項及び二項をめぐる解釈問題を整理してみよう。

(a) 民法典二二五四条一項に違反した条項の効力

民法典二二五四条一項の定める下限又は上限期間を超える時効期間を定めた条項が全部無効になるのか、法定の下限又は上限期間を超える部分のみ一部無効となるのかは明らかでない。⁽⁷⁹⁾この点、このような条項の全部が「書かれていないもの」とみなされる (*réputé non écrit*)⁽⁸⁰⁾と解する場合には、合意された無効な期間が適法な期間に置き換えられ、他方で、法定の下限又は上限期間を超える部分についてのみ制裁を加えればよいと解するならば、超過部分についてのみ「書かれていないもの」とみなされる」との二通りの解釈があり得るとされるが、いずれにせよ、一年又は一〇年という適法な期間になるという結論は同じである。

(b) 起算点を変更する合意の可否

合意による起算点の変更の可否は、民法典二二五四条の文言から明らかではない。⁽⁸¹⁾仮に立法者が起算点の変更を默示的に認めているとしても、それが民法典二二五四条の一項と二項のいずれを根拠にするのかも明らかではない。⁽⁸²⁾

まず、起算点を時効期間と結び付けて民法典二二五四条一項の解釈問題と捉え、一年以上一〇年以下の制限の中で起算点の変更が可能であるとする学説があり、その中にもいくつかの見解がある。

まず、法定の起算点である主観的起算点(民法典二二五四条)は法的安全にとつて不都合であり、とりわけ企業間取引においては特定の日付を起算点にすることが望ましいにもかかわらず、民法典二二五四条一項の文言からは起算点の変更を導くのは難しいとしながら、同条項によれば時効期間は一年以上一〇年以下の範囲で短縮又は伸長できることから、例えば、合意によつて履行期を起算点とする五年間の時効期間を定めることは可能であるとする見解がある。このような合意には、債務者にとつて起算点が確定するというメリットがあるとされる。⁽⁸³⁾

また、期間と起算点は切り離すことができないため、同条項が期間の変更を認めていることは起算点の変更を認

めたに等しいとしたうえで、起算点を債権者が権利を行使することができることを知った時よりも前の時点に変更することはできず、もしこの時点を起算点としたとしても、時効の進行が停止するため、無意味であるとする見解もある⁽⁸⁴⁾。

これに対して、起算点の変更を停止事由の追加に関する二二五、二二六条二項の解釈問題と捉え、二〇〇八年改訂（民法典二二三、二二四条一項）の制限を受けるとする見解がある。この見解は、かつての判例上（判例②）（判例③）、債権発生後かつ時効期間進行中にのみ停止に関する合意が認められていたことの反対解釈として、二〇〇八年改正前は、時効期間を遅らせる合意は、契約締結時（時効の起算開始前）にしかなし得ないことから、禁止されていたと理解する⁽⁸⁵⁾。そのうえで、現行法の立法者は、同条一項の「durée」という文言を時効期間の長さという意味でのみ用いているとして、起算点の変更は同条一項の問題ではなく、同条二項の停止事由の追加の問題として捉えるべきであるとする⁽⁸⁶⁾。その帰結として、起算点を遅らせる合意が可能であり、例えば、継続的契約関係において契約関係終了時を時効の起算点とする条項は、履行期と時効の起算点とを切り離すことによって、契約当事者が時効完成を恐れて急いで訴えを提起しなければならない事態を回避でき、また、経済的依存状態にある当事者が契約関係継続中に権利行使を妨げられてしまうという問題にもうまく対応できるとする⁽⁸⁷⁾。また、起算点を主観的起算点（民法典二二二、二二四条）よりも早めて権利発生時とする合意も、時機に遅れた権利行使を阻止するために定められた権利発生時を起算点とする二〇〇年の上限期間（民法典二二三、二二四条）の趣旨に照らして可能であるとされる。ただし、このような合意は、契約当事者が権利行使が可能であることを知らないうちに自らの権利を放棄することをよく理解した上でなされなければならないので、条項の中にその旨をわかりやすく記載しなければならないとする。これに対し、権利発生前まで起算点を早めることは、債権者の訴権行使の可能性を奪うものであり許されないとする⁽⁸⁸⁾。

(c) 停止及び中断事由を削除する合意の可否

合意による停止及び中断事由の削除は、民法典二二五四条二項の反対解釈により認められないとするのが一般的な考えである。⁽⁸⁹⁾これに対し、合意による停止及び中断事由の削除は改正前から承認されてきた時効期間の短縮をもたらすが、二〇〇八年改正により時効期間を短縮できることが明文化されたため、停止及び中断事由の削除が可能であることをあえて規定する必要がなかっただけであり、これが不可能ことを意味するのではないとの見解も主張される。⁽⁹⁰⁾

この点、二〇〇八年改正が普通時効期間を大幅に短期化したことに着目し、改正法が停止及び中断事由を増やしたことは時効期間の短期化の代償であり、これらを合意によって削除できるとすると権利者にとってあまりに不当な結果となるという実質的理由から、停止及び中断事由の削除を否定する見解がある。⁽⁹¹⁾

(d) いかなる停止及び中断事由が追加され得るか

合意によって追加される停止及び中断事由としては、保険法典L 一一四—二条が既に中断事由として法定しているように、受取通知付書留郵便による中断を定める条項や、**【判例④】**が認めた普通郵便による中断、⁽⁹²⁾民法典新二二三八条に定められる調停又は斡旋による停止よりも早い時点から時効を停止させようとする場合、調停にも斡旋にも当たらない単なる交渉による停止等が想定されている。⁽⁹³⁾

前述したように(三1(3))、日本法と異なり、フランス法においては、裁判外の請求(催告)による時効の(暫定的)中断(民一五三条。改正法案では完成猶予(法案一五〇条)が認められていない。単なる請求書の郵送によって時効を中断させる合意が既に認められており、改正により設定された上限期間(民法典二二三二条一項)によって権利が永久に時効にかからなくなる危険がなくなったが、学説には、債権者と称する者の一方的な請

求によって債務者とされる者が当該権利の正統性を争う機会のないまま時効が中断されることによって、当事者間の不平等を生じるとし、単なる催告に中断効を認める条項を作成する際には、中断効が催告の後に一年以内に訴訟提起がなければ効力を失う等の措置を取っておくことが賢明であるとする見解もある⁽⁹⁴⁾。

また、日本の改正法案では協議を行う旨の書面による合意が完成猶予事由として定められたのに対して（法案一五一条）、フランスでは、交渉による停止又は中断が認められていない⁽⁹⁵⁾。実は、二〇〇八年改正の際、当事者による誠実な交渉を時効の起算及び進行停止事由とする案は元老院に当初提出された原案に含まれていた⁽⁹⁶⁾。しかし、裁判外紛争解決を停止事由に加えることは時効期間の短期化の代償として不可欠であるものの、「誠実な交渉」という概念の不明確性が紛争を招くことが懸念され、法的安全の見地から一定の形式化された手続（調停）のみを停止事由とすべきであるとして、採用されなかったのである⁽⁹⁷⁾。もともと、その際、当事者の合意によって交渉を停止又は中断事由とすることは妨げられないとされていた⁽⁹⁸⁾。

このように日本民法及び改正法案において法定の（暫定的）中断事由ないし完成猶予事由である裁判外の請求（催告）や協議開始の合意は、フランスにおいては法定の停止・中断事由とされておらず、当事者の合意による各事由の追加がその欠を埋める機能を果たしている。しかし、合意の自由を認めたことにより、必ずしも訴訟提起準備行為や裁判外紛争解決につながらない簡易な方法によって、重い効果（中断効）が生じる危険性も生まれている。

（4）小括

フランス法において、時効制度は、かつては社会平和という目的のもとで事実状態を安定化するための道具立てとして一般利益を根拠としていたが、現在では、自らの利益を自由に規律できる権能が権利主体に委ねられた私的利益のための制度として現れているとして、時効における契約自由の発展は時効制度の重要な変化の表れであると

指摘する見解もある。⁽⁹⁹⁾

このような説明は、日本において時効における合意を広く認めようとする言説と一致する。しかし、フランス法においては、二〇〇八年改正によってパラダイム転換をして合意の自由を急激に拡大したわけではないことに注意されるべきである。従来すでに、期間短縮の合意に加えて、停止及び中断事由の追加が、その必要性に応じて認められていたからである。

時効期間の間接的延長が許容されていたのは、時効期間が極めて短期の事案において停止及び中断事由を追加しても、権利を「永久の権利」にしてしまうことがなかったからである（民法典旧二二二〇条による時効利益の事前放棄禁止の趣旨。【判例①】参照）。つまり、改正前は、権利を「永久の権利」にしてしまう限界としての三〇年の普通時効期間が公序としての上限期間であり、その枠内で、時効期間の伸長の合意以外の方法で、当事者間で利益調整を行うことが広く認められていた。改正によって期間を伸長できるようにしたことも、普通時効期間の著しい短期化（五年）に伴う当事者間の利益調整の要請に応えたにすぎず、停止及び中断事由の追加の延長線上に位置づけられるといえる。時効期間の伸長の上限は一〇年であり、中断や停止によっても二〇年を超えることがないので、権利が「永久の権利」となる危険もない。このように、フランスの時効制度においては、当事者間の利益調整を手段としての合意の自由を受け入れる素地が整っていた。そして、当事者による利益調整としての合意の自由を広く認める背後には、その濫用を防止するための多くの禁止規定が整備されていることも看過することはできない。

四 おわりに

以上のフランス法の分析は、改正が実現した後のわが国の解釈論にいかなる示唆をもたらすだろうか。時効の援

用と時効利益の放棄が債務者の意思に委ねられていることに照らしても、日本の時効制度が社会の法律関係の安定という公益のみを目的としていないことは言うまでもない。

改正法案において、フランスと比較して短縮幅は狭いものの、普通時効期間が一〇年（民一六七条一項）から五年（法案一六六条一項一号）に短期化され、短期時効期間（民一七〇～一七四条）の削除により時効期間が画一化されたことは、今後、当事者による合意の必要性を増大させる可能性があることは否定できない。⁽¹⁰⁾

この観点からは、期間の伸長及び短縮の合意を許容することが考えられるが、その際には、法律関係の安定のために権利行使の上限期間を設ける必要があることはもとより、伸長と短縮のいずれの合意についても、当事者間の力関係の不均衡に基づく濫用を防止する必要がある。公序良俗や不当条項規制でこれを賄いきれるのか新たな立法が必要になるのかについては、さらなる検討が必要である。

また、時効期間の合意を許容することは、起算点や時効障害事由の合意による変更を認めるかという問題にもつながり得る。しかし、時効障害事由を追加する特約は従来必要とされてこなかったが、⁽¹⁰⁾今後もその必要性はないと思われる。

日本法においては、一方で、従来の権利行使困難型の停止ないし完成猶予事由を限定列举と解することは、支持されてきた。また、裁判外の請求（催告）による暫定的中断ないし完成猶予（民一五三条、法案一五〇条）、協議開始の合意による完成猶予（法案一五〇条）、また、各種の裁判外紛争処理手続の利用による暫定的中断⁽¹⁰⁾によって、訴訟準備行為としての権利行使や裁判外での紛争解決の試みに対する必要十分な手当てが確立している。これにより、紛争解決方法の選択に関する当事者の私的自治が、法定の時効障害事由の中で十分に保障されている。他方で、停止ないし完成猶予の効果は、その事由が時効完成間際に生じた場合に最低限の猶予期間を付与することにとどめ

られており、いったん進行を開始した時効についての計算可能性の確保が重視されている。時効障害（とくに停止ないし完成猶予）は、日本の時効法の特長と評価されるべきである。このような時効障害事由のリストの透明性と時効の計算可能性を覆してまで、当事者の合意を優先すべき理由は見出しがたい。

改正法を前提とする時効における合意のあり方は、時効制度全体の構造と取引社会の要請についての明確な見通しに基づいて、検討されなければならない。

(1) ドイツにおいては、二〇〇一年一月二六日公布の債務法現代化に関する法律によって時効法が改正された。かつて、法律行為によって消滅時効の完成を容易にすることのみを認め、時効の排除又は時効完成を困難にすることを禁止していたが（旧二二五条）、改正により、故意に基づく責任の場合を除き時効完成を予め容易にする合意を認め、法定の起算点から三〇年を上限として時効完成を困難にする合意が認められるようになった（現二〇二条）。ドイツの時効法改正の全体像については、拙稿「ドイツの新消滅時効法」金山直樹編『（別冊NBL一二三号）消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務、二〇〇八年）一五六頁以下及び拙訳「ドイツ民法典」同書二三五頁以下を参照。

なお、この問題についての世界的動向については、鹿野菜穂子「時効と合意」金山編・同書五三頁以下を参照されたい。フランス法の改正内容の全体像については、金山直樹『香川崇「フランスの新時効法——混沌からの脱却の試み」』金山編・同書一六五頁以下に詳しい。

(2) 岡松参太郎『註釈民法理由上（総則編）』（有斐閣書房、一八九九年）三七二頁、富井政章『改訂増補民法原論第一卷（総論下）』（有斐閣、一九二二年）六四〇頁、鳩山秀夫「法律行為乃至時効」（巖松堂、一九一〇年）六一三頁、我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、一九六五年）四五二頁、幾代通『民法総則（第二版）』（青林書院新社、一九八四年）五四〇頁。

時効利益の事前放棄の禁止の趣旨について、実体法説及び訴訟法説の各立場からの説明の仕方については、川島武宜編『注釈民法（５）総則（５）』（有斐閣、一九六七年）五五頁（川井健執筆）を参照。

- (3) 時効中断・停止事由を削除するなどして中断・停止を排除する合意は、時効完成を容易にすることにつながる。
- (4) 我妻・前掲注(2) 四五二―四五三頁、幾代・前掲注(2) 五四八―五四九頁。
- (5) 奥田昌道「安永正昭編『法学講義民法1総則(第二版)』(悠々社、二〇〇七年) 三三二頁(松久三四彦執筆)、内田貴『民法I(第四版)』(東京大学出版会、二〇〇八年) 三三四頁、佐久間毅『民法の基礎I(第三版)』(有斐閣、二〇〇八年) 四二七頁、山本敬三『民法講義I総則(第三版)』(有斐閣、二〇一一年) 六〇六頁。
- (6) 奥田「安永編・前掲注(5) 三三三頁(松久三四彦執筆)、内田・前掲注(5) 三三四頁、山本・前掲注(5) 六〇六頁。もっとも、松久は、当事者の力関係を考慮して、時効完成を困難にする合意が有効となり、また、時効完成を容易にする合意が無効となる場合があるとする。
- (7) 佐久間・前掲注(5) 四〇七―四〇八頁。
- (8) 河上正二『民法総則講義』(日本評論社、二〇〇七年) 五二八―五二九頁。
- (9) 鹿野菜穂子「時効における公益と私益」慶應法学一二巻(二〇〇九年) 二八二―二八三頁。なお、この見解も時効期間以外の事項(起算点、中断・停止事由)の合意を広く認めることは、法律関係の簡明性に問題を生じ、取引上混乱をもたらす恐れがあり、また、現時点では取引社会の要請は窺われないとする(二八四頁)。
- (10) 金山直樹「権利の時間的制限」ジュリー一二六号(一九九八年) 一三三―一三四頁、四宮和夫「能見善久『民法総則(第八版)』(弘文堂、二〇一〇年) 四一四―四一五頁。
- (11) 「時効研究会による改正提案」金山編・前掲注(1) 三〇六―三〇七頁。
- (12) なお、改正法案六三七条は、仕事の目的物が契約内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限について、注文者とその不適合を知った時から一年以内に注文者に通知義務を課し、それを怠った場合には不適合を理由とする請求権等を失権するとし、制限期間内の通知によって保存された注文者の権利は、債権に関する消滅時効の一般ルールによるとした(民法(債権関係)部会資料75A「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(9)」三八頁)。これに伴い、従来の担保責任の存続期間の伸長に関する現行六三九条は削除される。
- (13) 「時効研究会による改正提案」金山編・前掲注(1) 三〇七頁。
- (14) 「時効研究会による改正提案」金山編・前掲注(1) 三一九頁、民法(債権法)改正検討委員会『詳解・債権法改正の

基本方針Ⅲ」(商事法務、二〇〇九年) 一九九頁。

(15) 民法(債権関係) 部会資料14―2 「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(9) 詳細版」一五―一六頁。

(16) 民法(債権関係) 部会資料54 「民法(債権関係)の改正に関する中間試案のたたき台(2) (概要付き)」一九頁において、「取り上げられなかった論点」として明記されている。

(17) 「法制審議会民法(債権関係) 部会第12回会議議事録(二〇一〇年七月二〇日)」(以下では、「第12回議事録」と呼ぶ) 三〇頁〔高須順一幹事発言〕、「法制審議会民法(債権関係) 部会第20回会議議事録(二〇一〇年二月一日)」(以下では、「第20回議事録」と呼ぶ) 四二頁〔岡正晶発言〕。

(18) 「第12回議事録」二二三頁〔鹿野菜穂子発言〕。なお、「第12回議事録」二七―二八頁〔沖野眞巳発言〕、二五頁〔道垣内弘人発言〕、三二頁〔山本敬三発言〕も明言はしていないものの、この立場を前提としているように思われる。

(19) 労働契約上優越的地位にある雇用主がその優越的地位を利用して、強行規定である労働基準法一一五条によつて時効期間が定められている債権(賃金、災害補償その他の請求権の二年、退職手当の請求権の五年)以外の債権や、業務上災害に関する民事上の損害賠償請求権について、雇用主自身の負担を軽減するために時効期間を短縮し、また、雇用主が債権者となる債権については時効期間の伸長を合意することを強制し、このような合意をしない労働者を雇用しないという恐れが出てくること、労働組合の立場から強く懸念されている〔第12回議事録〕一三一―一四頁〔新谷信幸発言〕。

(20) 「第12回議事録」二七―二八頁〔沖野眞巳発言〕。

(21) 「第12回議事録」二三―二四頁〔鹿野菜穂子発言〕、二七―二八頁〔沖野眞巳幹事発言〕。

(22) 「第12回議事録」三〇頁〔高須順一発言〕、「第20回議事録」四二頁〔岡正晶発言〕。

(23) 「第12回議事録」三〇頁〔岡正晶発言〕。

(24) 「第12回議事録」二五頁〔道垣内弘人発言〕、三二頁〔山本敬三幹事発言〕。

(25) 「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」(二〇一三年四月一二日決定〔同年六月三日補訂〕) 一一四頁。

(26) 民法(債権関係) 部会資料31 「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(4)」一六頁。

(27) 「法制審議会民法(債権関係) 部会第34回会議議事録(二〇一一年二月一日)」(以下では、「34回議事録」と呼ぶ)

三七頁〔岡本雅弘委員発言〕。

- (28) 「第34回議事録」四五頁〔沖野眞巳発言〕。
- (29) 「第34回議事録」四二頁〔深山雅也発言〕。
- (30) その具体的内容については、前掲注(19)を参照。
- (31) 「第34回議事録」三三―三三頁〔筒井健夫が読み上げた安永貴夫の意見〕。これに対しては、労働基準法一一五条が所定の債権の時効期間を定めた強行規定であると解される背後には、その他の債権については原則可能であることが前提になっていると理解可能であるとの指摘がある〔第34回議事録〕三八頁〔道垣内弘人発言〕。
- (32) 「第34回議事録」三五頁、三九―四〇頁〔山川隆一発言〕。
- (33) 「第34回議事録」三九頁〔高須順一発言〕。
- (34) 「第34回議事録」四二、四五―四六頁〔中井康之発言〕。
- (35) 「第34回議事録」四二頁〔松本恒雄発言〕。
- (36) 「第34回議事録」四二頁〔松本恒雄発言〕、四二頁〔深山雅也発言〕。
- (37) 「第34回議事録」四五頁〔中原裕彦発言〕。なお、この点についてはすでに、債権に付着した抗弁として捉えるならば、債務者とその抗弁を債権者に対抗できるのが原則であるが、譲渡禁止特約（現四六六条二項）のように第三者に対する対抗を制限する可能性も立法論として検討が必要であることが指摘されていた（鹿野・前掲注(9)二八一頁注51）。
- (38) 「第34回議事録」四六頁〔佐藤則夫発言〕。
- (39) 「第34回議事録」三七頁〔岡本雅弘発言〕、四一―四二頁〔佐成実発言〕。
- (40) A. Collin et H. Capitant, Cours élémentaire de droit civil français, t. 2, 6^{ème} éd., 1931, p. 137 et s.
- (41) Cass. civ. 1^{er} février 1853, D. P. 1853. I. 77 ; Cass. civ. 16 janvier 1865, D. P. 1865. I. 12 等。
- (42) Cass. civ. 4 décembre 1895, D. P. 1896. I. 241, note par L. Sarrut.
- (43) Cass. civ. 4 décembre 1895, *supra* note (42).
- (44) 銀行間の国際取引から生じた債権の時効期間に関する準拠法とされた外国法（ノルウェー法）上定められた時効期間（三年間）の適用の可否が問題となった破毀院民事部一九五〇年一月三二日（JCP 1950, II, 5541 : note A. Weill）も、民法典旧二二二〇条の趣旨について同旨を述べる。

- (45) Cass. req. 22 juin 1853. D. P. 1853. 1. 302.
- (46) Cass. 1^{re} civ. 13 mars 1968, n° 65-14. 515. Bull. civ. I, n° 98, JCP 1969, II, 15903, note R. Prieur.
XのY（公証人担保金庫）に対する、抵当権実行のために公証人（A）に預託した金銭の返還請求訴訟において、預託金返還請求権の時効期間は公証人の不履行時から二年間であるところ、XがYに対して時効期間経過前にいったん預託金返還を請求した際、Yが、高利貸のXに対する別訴の終了まで返還を猶予されるべきであると回答し、そのまま別訴係属中に時効期間が経過した後に、XがYに対して本件預託金返還請求訴訟を提起した事案に関する判決である。
- (47) R. Prieur, note, JCP 1969, II, 15903.
- (48) 二〇〇八年改正後の時効中断事由は、承認（民法典二二四〇条）、裁判上の請求・レフェレ手続（同二二四一条）及び強制執行（同二二四四条）である。
- (49) 一八〇四年民法典制定以降の時効中断事由の立法及び解釈の変遷については、香川崇「フランスにおける消滅時効の中断（一）」富大経済論集五九卷二号（二〇一三年）一〇七頁以下、同「フランスにおける消滅時効の中断（二）」富大経済論集五九卷二号（二〇一四年）一〇一頁以下を参照されたい。
- (50) 抵当権者の抵当不動産の第三取得者に対する弁済の催告（民法典旧二一六九条）が抵当権の時効を中断させるとした判例（Cass. req. 27 décembre 1854. D. P. 1855. I. 52.）がある。
- (51) G. Boissonade, *Projet de Code civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire*, t. 5, des preuves et de la prescription, 1889, n° 298, p. 315.
- (52) G. Boissonade, *supra* note (51), n° 298, p. 315.
- (53) 「第十回法典調査会議事速記録（明治二十七年五月八日）」『民法典議事速記録一〔商事法務版〕』四一九・四四五頁〔梅謙次郎発言〕。
- (54) Cass. req. 18 mars 1890. S. 1893. I. 139.
- (55) Cass. req. 26 octobre 1896. D. P. 1897. I. 5, note C. Koehler.
- (56) G. Baudry-Lacantinerie et A. Tissier, *Traité théorique et pratique de droit civil*, t. 28, 3^{ème} éd., 1905, n° 485, p. 370 et s.
- (57) M. Planiol et G. Ripert, avec le concours de P. Esmein, *Traité pratique de droit civil français*, t. 7, 1^{re} éd., 1931, n° 1368.

- (58) Cass. 1^{re} civ. 25 juin 2002, n° 00-14-590, Bull. civ. I, n° 174, D. 2003, 155, note Stoffel-Munck, RTD civ. 2012, 815, ops. Mestre et Fages ; 香川崇「時効中断事由の合意による創設」松川正毅他編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、二〇一二年)二八五頁以下。
- (59) Ph. Stoffel-Munck, *supra* note (58), D. 2003, p. 155, n° 1 et n° 5.
- (60) Ph. Stoffel-Munck, *supra* note (58), D. 2003, p. 155, n° 9 et s.
- (61) P. Catala, Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, Ministère de la Justice, 2006, p. 196, par Ph. Malaurie.
- (62) P. Catala, *supra* note (61), p. 196, par Ph. Malaurie.
- (63) マロリー草案二七八条一項 しかしながら、人道に反する犯罪に関する訴権を除き、全ての訴権は、その目的、起算点、中断、停止、及び期間を修正する合意 (les conventions qui en modifient la durée) にかかわらず、債務発生原因から一〇年で時効にかかると。
- (64) Rapport du groupe de travail de la Cour de cassation sur l'avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, 15 juin 2007, n° 99, ([https://www.google.co.jp/search?sourceid=navclient&hl=ja&ie=UTF-8&rlz=1T4NDKB_ja\[P584JP584&q=rappor+cour+de+cassation+sur+avant-projet+Catala\]](https://www.google.co.jp/search?sourceid=navclient&hl=ja&ie=UTF-8&rlz=1T4NDKB_ja[P584JP584&q=rappor+cour+de+cassation+sur+avant-projet+Catala]))
- (59) Proposition de loi, n° 432, Sénat, session extraordinaire de 2006-2007, par J.-J. Hyest, p. 16, Art. 3, (<http://www.senat.fr/leg/dp106-432.pdf>)
- (66) Rapport, Sénat n° 83, session ordinaire de 2007-2008, par L. Bételle, p. 52, (<http://www.senat.fr/rap/107-083/107-0831.pdf>)
- (67) Rapport d'information, Sénat n° 338, session ordinaire de 2006-2007, par J.-J. Hyest, H. Portelli et R. Yung, p. 98 et s. (<https://www.senat.fr/rap/r106-338/r106-3381.pdf>) ; Rapport, Sénat n° 83, *supra* note (66), p. 52 et s., p. 55 et s.
- (68) 金山＝香川・前掲注(1)一七〇頁。
- (69 a) 二〇〇八年六月一七日法による民法上の時効規定の訳は、金山直樹＝香川崇訳「フランス民法典」金山編・前掲注(1)二四三―二四九頁を参照した。

(69 b) なお、上期間の適用されない訴権として、人身損害の賠償を目的とする民事責任訴権、拷問等を原因とする民事責任訴権、不動産に関する物的訴権、人の身分に関する訴権 また、上期間の適用されない時効障害事由として、二二三三条所定の起算点延期事由、裁判上の請求と強制執行による中断がある（民法典二二三三条二項）。

(70) L. Leveneur, Le nouvelle article 2254 du Code civil, Mélanges Ch. Larroumet, *Economica*, 2010, n° 4, p. 285 ; J. François, traité de droit civil sous la direction de Christian Larroumet, t. 4, Les obligations régime général, 3^{ème} éd., 2013, n° 177, p. 181.

(71) J. Klein, le point de départ de la prescription, thèse, préface par N. Molféssis, *Economica*, 2013, n° 662, p. 490.

(72) 「賃金 定期金 定額小作料 賃料 賃借人の負担費用」の時効に関する合意の禁止は、元老院第一読会による修正提案によって挿入された。Amendements déposés sur le texte de la commission n° 432 (2006-2007). (http://www.senat.fr/amendements/2006-2007/432/Amdt_8.html)

(73) 「扶養定期金 貸金利息に関する支払訴権又は返還訴権」は国民議会第一読会の修正案で追加された。Rapport, Assemblée nationale, n° 847, par E. Blessig, p. 56. (<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r0847.pdf>)

(74) Rapport d'information, Sénat n° 338, *supra* note (67), p. 98 et s. ; Rapport, Sénat n° 83, *supra* note (66), p. 55 et s.

(75) 差別に対する闘いに関するEU法との適合規定に関する二〇〇八年五月二七日の法律の元老院第一読会においてこれらの時効規定の新設が提案され (J. O. Débats Sénat, séance du 9 avril 2008, p. 1576) 時効法改正法に関する国民議会第一読会の修正案で追加された (Rapport, Assemblée nationale, n° 847, *supra* note (73), p. 20 et s.) 。

(76) L. Leveneur, *supra* note (70), n° 13, p. 294 et s.

(77) S. Amrani-Mekki, Liberté, simplicité, efficacité, la nouvelle devise de la prescription? - A propos de la loi du 17 juin 2008, JCP G, I 160, 2008, n° 22.

(78) J. Flour, K.-L. Aubert et E. Savaux, Les obligations 3, Le rapport d'obligation, 9^{ème} éd., Sirey, 2015, n° 503, p. 495.

クランは、起算点の変更に関して、事業者間取引における濫用的条項について商法典L. 四四二一六条一二号が適用可能であるとみる (J. Klein, *supra* note (71), n° 667, p. 496) 。

この規定によれば、全ての製造者、商人、職人、手工業者台帳に登録された者による「取引の相手方に当事者の権利及び義務における著しい不均衡を生じさせる債務を負わせ、負わせよ

うとする」行為について、行為者は責任を負い、その所為によって生じた損害を賠償する義務を負う。この規定の改正過程の議論、要件及び効果の詳細については、大澤彩「事業者間契約における不当条項規制をめぐる立法論的視点⁽¹⁾——近時のフランス法を素材に——」法学志林一〇八巻四号（二〇一一年）六頁以下を参照されたい。

- (79) F. Terré, Ph. Simler et Y. Lequette, *Droit civil Les obligations*, 11^{ème} éd. Dalloz, 2013, n° 1501, p. 1543.
- (80) J. François, *supra* note (70), n° 178, p. 181 et s.
- (81) Ph. Malaurie, L. Aynès et Ph. Stoffel-Munck, *Droit des obligations*, 7^{ème} éd. LGDJ-Lextenso, 2015, n° 1226, p. 684.
- (82) J. Klein, *supra* note (71), n° 663, p. 493.
- (83) L. Leveneur, *supra* note (70), n° 8, p. 290 et s.
- (84) X. Legarde, *Les aménagements conventionnels des règles de prescription*, in M. Bourassin et J. Revil (dir.), *Réforme du droit civil et cie des affaires*, Dalloz, 2014, p. 181 et s.
- (85) J. Klein, *supra* note (71), n° 661, p. 489.
- (86) J. Klein, *supra* note (71), n° 663, p. 491 et s.
- (87) J. Klein, *supra* note (71), n° 668, p. 496 et s.
- (88) J. Klein, *supra* note (71), n° 668, p. 497.
- (89) J. Flour, K.-L. Aubert et E. Savaux, *supra* note (78), n° 513, p. 503 ; Ph. Malaurie, L. Aynès et Ph. Stoffel-Munck, *supra* note (81), n° 1226, p. 684.
- (90) Ph. Hoonacker, *La disposition de la prescription*, LPA, 2 avril 2009, p. 19 et s., n° 12.
- (91) L. Leveneur, *supra* note (70), n° 6, p. 288.
- (92) ものゝ手紙の送付が普通郵便によつてなされる場合には、実務上、立証の困難を生じ得ることが指摘されている (L. Leveneur, *supra* note (70), n° 5, p. 287)。
- (93) Ph. Hoonacker, *supra* note (90), LPA, 2 avril 2009, n° 11, p. 19 et s. ; L. Leveneur, *supra* note (70), n° 5, p. 287.
- (94) X. Legarde, *supra* note (84), p. 186 et s.
- (95) 二〇〇八年改正後の破毀院判例において、示談のための交渉は時効中断事由としての承認にはならないとされている

- (Cass. 1^{re} civ., 5 février 2014, n° 13-10.791, Bull. civ. I, n° 18, note J.-B. Perrier, JCP G, 2014, p. 504.)°
- (96) Proposition de loi, Sénat, n° 432, *supra* note (65), p. 15.
- (97) Rapport d'information, Sénat n° 338, *supra* note (67) p. 94 et s.; Rapport, Sénat n° 83, *supra* note (66), p. 45 et s. 最終的に、調停又は斡旋を行うことの合意についてののみ、これによる時効の進行停止を認める民法典二三三八条として結実した。
- (98) Rapport, Sénat n° 83, *supra* note (66), p. 27.
- (99) J. Flour, K.-L. Aubert et E. Savaux, *supra* note (78), n° 503, p. 495.
- (100) 鹿野・前掲注(1)五七頁。
- (101) さしあたり、二重時効期間構成の長期時効期間(一〇年(法案一六六条一項二号))を法律関係の安定のための権利行使の上限期間とすることが考えられる。
- (102) 「時効研究会による改正提案」金山編・前掲注(1)三〇七頁。
- (103) 民法以外に、ADRに時効の(暫定的)中断効を付与する法律として、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律二五条、個別労働紛争解決の促進に関する法律一六条、公害紛争処理法三六条の二、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律二条がある。